

広島県宿泊税制度周知に係るデジタルサイネージ等掲出業務委託 仕様書

1 業務名

広島県宿泊税制度周知に係るデジタルサイネージ等掲出業務

2 業務目的

広島県では、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年4月1日から宿泊税を導入することとした。

宿泊税の円滑な徴収のため、公共交通機関等へデジタルサイネージ又はポスターを掲出することで、宿泊者に対し広く周知を図ることを目的とする。

3 業務内容

次の掲出先及び掲出期間において、デジタルサイネージ又はポスターを掲出する。

(1) 掲出先

区分		規格	
デジタルサイネージ	JR	広島駅	【広島Bセット】 広島駅幹線柵外コンコース 12面セット
		西条駅	DS 3面セット
		呉駅	DS 4面セット
		宮島口駅	DS 4面セット
	広島バスセンター		3面
	広島空港		2面
	宮島桟橋旅客ターミナル		1面
ポスター	JR	福山駅	B1×1枚
		三原駅	
		三次駅	
		尾道駅	

(2) 掲出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月31日（日）までの2か月間とする。

(3) その他

ア 交通事業者等への申請

交通事業者等への申請など必要な手続きは、受注者が行う。

イ デジタルサイネージのデータ提供

デジタルサイネージのデータは次のとおり、発注者が提供する。

- ・ファイル形式：JPEG、PNG、BMP データ (RGB カラーモデル)
- ・画像サイズ：H1,920×W1,080px、H1,080×W1,920px

なお、提供データが規格に合わない場合、発注者が提供するAI（イラストレーター）データに基づき、受注者が各媒体に合わせて加工を行うこと。

ウ ポスターのデータ等提供

ポスターのデータ及び印刷物は、発注者が提供する。

4 履行期間

契約締結日から令和8年5月31日まで

5 業務完了後の報告

業務完了後速やかに、完了届（任意様式）を提出すること。

なお、完了届には掲出状況が判る写真を添付すること。

6 その他

- (1) 3(1)で指定する掲出先の枠の確保ができない場合は、代替の掲出先について発注者と協議の上、必要に応じて契約変更を行う。
- (2) 本業務の遂行にあたり提供したデータ及び印刷物は、業務完了後は受注者の責任で破棄すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定する。